

## 国民健康保険と後期高齢者医療

国民健康保険課 保険年金係 ☎ 286・3113

### 保険証が届きます

8月1日以降の  
新しい保険証を郵送

現在使用している国保と後期高齢者医療の保険証の有効期限は7月31日までです。

新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、8月1日からはそのちらを使用してください。

### 新しい保険証の色

国民健康保険……黄色  
国保退職者医療……水色  
後期高齢者医療……青色

8月1日以降の国民健康保険被保険者証(上)と後期高齢者医療被保険者証(下)の見本



### 国保の

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

### 更新時期になりました

現在ご使用の認定証の有効期限は、7月31日までです。早めに更新手続きを！  
**手続きに必要なもの**

- ◆更新が必要な人の保険証
- ◆世帯主の印かん(認印可)
- ◆委任状(別世帯の人が申請する場合)

入院などで8月1日以降の認定証が必要な人は、7月11日から8月31日までの間に役場住民保険課保険年金係で更新の手続きをしてください。

※70歳以上の認定証交付対象者は、世帯主および世帯内国保加入者の住民税が非課税の人です。

※保険税の滞納がある場合は、更新手続きができません。

### 後期高齢者医療に加入中の人

8月1日以降も引き続き該当する人には、新しい認定証(青色)を保険証と一緒に郵送します。

※認定証交付対象者は、世帯全員の住民税が非課税の人です。

入院中(予定)の人で、まだ認定証を持っていない人はお問い合わせください。

## 7月は国民年金保険料免除の更新月です

7月1日から「平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月分)」の国民年金保険料の免除申請の受け付けを開始します。また、過年度の免除申請も随時受け付けています。

### 被災による国民年金保険料の免除制度について

このたびの地震で被災し、住宅や家財等について損害を受けた方については、本人の申請とその損害額等に基づき、国民年金保険料の全部または一部の免除を受けることができます。

全額免除は、住宅や家財等の財産の被害金額が、元の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合が対象となります(保険などによる補てんがある場合は、その分が控除されます)。

※ただし、通常の免除と同じように、保険料が免除されると将来受け取る年金の額が減少します。

※熊本地震による国民年金保険料の免除は、平成29年度で終了となります。

### 【申請に必要なもの】

- みとめ印
- 退職による特例免除を希望される場合は公的機関が発行した離職証明書(離職票や雇用保険受給資格者証など)
- 被災による特例免除を希望される場合はり災証明書(なくても可。あると申請書の記入を一部省略できる場合があります)

国民健康保険課 保険年金係 ☎ 286-3113  
熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

